

## 議 題

### (1) 熊本県消費生活審議会会長、副会長及び熊本県消費者教育推進地域協議会会長、副会長の選任について

熊本県消費生活審議会会長、副会長及び熊本県消費者教育推進地域協議会会長、副会長を選任する。

#### 【会長及び副会長の選任が必要な理由】

消費生活審議会委員（令和7年（2025年）7月1日）及び消費者教育推進地域協議会委員（令和7年（2025年）7月1日）が改選されたため。

#### 【根拠規定】

- ・消費生活審議会：熊本県消費生活条例施行規則第27条第1項
- ・消費者教育推進地域協議会：熊本県消費者教育推進地域協議会設置要項第5条第1項

## 議 題

### (2) 熊本県消費者基本計画等策定部会の設置について

熊本県消費者基本計画等策定部会を設置する。  
部会の設置期間は、令和8年（2026年）6月30日までとする。  
なお、部会委員及び部会長は会長が指名する。

#### 【部会設置理由】

次に掲げる専門的な事項について、審議、検討等を行うため、「熊本県消費者基本計画等策定部会」を設置する必要がある。

- ・次期熊本県消費者施策の推進に関する基本計画の策定に関すること
- ・次期熊本県消費者教育推進計画の策定に関すること

#### 【根拠規定】

- ・消費生活審議会：熊本県消費生活条例施行規則第29条の2第1項、第2項、第3項
- ・消費者教育推進地域協議会：熊本県消費者教育推進地域協議会設置要項第7条第1項、第2項、第3項

#### 【参考】

第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画及び熊本県消費者教育推進計画の計画期間がともに令和8年3月に満了するため、次期計画を来年度までに策定する必要がある。その際、策定にあたっては、消費者基本計画については熊本県消費生活審議会の、消費者教育推進計画については熊本県消費者教育推進地域協議会の意見を聴取する必要があるため。

#### 【根拠規定】

- ・消費生活審議会：熊本県消費生活条例第10条第3項
- ・消費者教育推進地域協議会：消費者教育の推進に関する法律第10条第3項